

大町都市計画地区計画の決定（大町市決定）

大町都市計画地区計画 若宮地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	若宮地区 地区計画	
位 置	大町市大町若宮	
面 積	約 9 ha	
区域 の 整備 開発 及び 保全 の方 針	地区計画の 目標	<p>本地区は、J R 大糸線信濃大町駅を中心とした中心市街地の南西部に位置し、国道 1 4 7 号及び若宮駅前線等の都市計画道路に隣接した交通利便の良い約 9 ヘクタールの一団となる区域である。</p> <p>周辺地域には、住宅、学校や保育園等の公共施設、診療所等の医療提供施設等が立地し、隣接には生産系の工場が操業しており、これら周辺の居住環境と企業の操業環境と調和した土地利用と、良好な市街地環境の形成、また、雄大な北アルプスを背景とする自然景観の保全を目指す。</p>
	土地利用の 方針	隣接する工場の操業環境や周辺の居住環境に配慮するとともに、良好な地域環境の形成を図るため、積極的な緑化の推進や周辺環境と調和した土地利用を図ります。
	建築物等の 整備の方針	<p>適正な都市機能と健全な都市環境の形成を図るため、次の事項を定める。</p> <p>①建築物の用途制限 (良好な市街地環境を形成していくための用途の制限)</p> <p>②建築物の高さの制限 (周辺環境との調和や山岳景観の眺望等の景観形成)</p> <p>③敷地内の緑化率の制限 (周辺環境と調和のとれた景観形成)</p>

地区整備計画	建築物の用途制限	次に掲げる建築物は建築できない。 1) 建築基準法別表第2(ぬ)に掲げるもの。 (準工業地域内に建築できない建築物) 2) 建築基準法別表第2(ち)項第2号及び3号に掲げるもの。 (キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの。) 3) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの。 (マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票販売所、場外車券売場その他これらに類するもの) 4) 建築基準法別表第2(い)項第1号及び2号に掲げるもの (住宅、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの) 5) 建築基準法別表第2(に)項第6号にかかげるもの (床面積が15㎡以上の畜舎)
	建築物の高さ制限	建築物の高さは、敷地平均地盤面から15m以下とし建築物の屋上に設ける建築設備及び搭屋の最高の高さは5m以下とする。
	土地利用率の制限	敷地内の緑化率は、開発を行う区域面積の6%以上の緑地を設けるものとする。ただし、敷地内の緑化に関し他の法令等により、この基準を超える場合はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

大規模工場跡地の一部の土地利用転換に伴う用途地域の変更に併せ、周辺地域の良好な環境の維持を図りつつ、本地区の計画的な土地利用と緑豊かなまちづくりを実現し、将来にわたり良好な景観と都市環境の維持・増進を図ることを目的に地区計画を都市計画決定する。